

## ◎保険業法等の一部を改正する法律

(平成二十四年三月三十一日法律第三三三号)

### 一、提案理由(平成二十四年三月二日・衆議院財務金融委員会)

○自見国務大臣 ただいま議題となりました保険業法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

近年、少子高齢化や国民のニーズの変化等、国内の保険市場を取り巻く環境の変化を受け、我が国保険会社が海外市場への進出を図る事例が増加しております。また、国内においても保険会社の再編統合の動きが進展しております。

このため、保険契約者に対する適切な保護を図りながら、保険会社の国際展開や再編統合を行いやすくすることにより、各保険会社が経営の基盤強化、効率化やサービスの向上を推進していくことが重要と考えられます。

また、東日本大震災の影響や、欧州債務危機を端緒とする世界的な金融資本市場の混乱が続いている状況等に鑑み、生命保険契約者保護機構がセーフティネットとしての機能を万全に

果たすことは引き続き重要であります。  
このような状況を踏まえ、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容について御説明申し上げます。

第一に、保険会社における経営基盤の強化及び経営効率の向上を図るため、子会社の業務範囲の特例、保険契約の移転に係る規制の見直し、保険募集の再委託制度の導入のための措置を講ずることとしております。

第二に、生命保険会社が破綻した場合に生命保険契約者保護機構が行う資金援助等に関しましては、平成二十四年三月三十一日までの破綻について政府の補助を可能とする特例措置が設けられているところでありますが、この期限を平成二十九年三月三十一日まで五年間延長することといたしております。

このほか、少額短期保険業者が引き受け可能な保険金額に関する特例措置を延長することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容でございます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

### 二、衆議院財務金融委員長報告(平成二十四年三月二十七日)

○海江田万里君 ただいま議題となりました法律案につきまして

て、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、保険会社における経営基盤の強化及び経営効率の向上を図り、保険契約者等の保護を的確に行うため、子会社の業務範囲の特例、保険契約の移転に係る規制の見直し、保険募集の再委託制度の導入のための措置を講じるほか、生命保険契約者保護機構に対する政府補助の措置の期限延長等を行うものであります。

本案は、去る三月二十一日当委員会に付託され、同日自見國務大臣から提案理由の説明を聴取し、二十三日、質疑を行い、質疑を終局いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

### 三、参議院財政金融委員長報告(平成二四年三月三〇日)

○尾立源幸君 たいだいま議題となりました七法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

.....(略).....

次に、保険業法等の一部を改正する法律案は、保険会社の子  
保険業法等の一部を改正する法律

会社の業務範囲や、保険契約の移転等に関する規制の緩和、生命保険契約者保護機構に対する政府補助の措置の期限延長等を行おうとするものであります。

委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、輸入米に適用される暫定関税率の仕組み、銀行等保有株式取得機構における株式買取り実績、保険会社に対する規制緩和に伴う問題点等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、順次採決の結果、関税率法等改正案は全会一致をもって、銀行株式保有制限法改正案及び保険業法等改正案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

.....(略).....

以上、御報告申し上げます。